

## 工事競争参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ	共同企業体の構成員の工事限度額
土木工事	一般競争	50億円以上		単体のN s 又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満		単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争 (技術提案 交渉方式・技 術選抜見積 方式を適用 する場合)	50億円以上		単体のN s 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満		単体のN 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	15億円以上 一般競争基準額未満	特殊な場合	A・A	
				A・B	Bは請負代金のうち11億円未満
		一般の場合	A・B	Bは請負代金のうち11億円未満	
			A		
		11億円以上 15億円未満	特殊な場合	A・A	
				A・B	Bは請負代金のうち11億円未満
		一般の場合	A・B	Bは請負代金のうち11億円未満	
			A・C	Cは請負代金のうち5億円未満	
		8億円以上 11億円未満	特殊な場合	A	
				A・C	Cは請負代金のうち5億円未満
	一般の場合	A			
		B・C	Cは請負代金のうち5億円未満		
5億円以上 8億円未満	特殊な場合	B			
		B・C	Cは請負代金のうち5億円未満		
3億円以上 5億円未満	一般の場合	B			
		C			
3億円未満	特殊な場合	C			
		C			
土木補修 工事	一般競争	50億円以上		単体のN s 又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満		単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	11億円以上 一般競争基準額未満		A・B	Bは請負代金のうち11億円未満
		1.5億円以上 11億円未満		A	
		1.5億円以上 11億円未満		B	
		1.5億円未満		B	
舗装工事	一般競争	50億円以上		単体のN s 又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満		単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	新設工事	15億円以上 一般競争基準額未満	A	
			5億円以上 15億円未満	A・B	Bは請負代金のうち5億円未満
			3億円以上 5億円未満	A	
			3億円未満	B	
		維持改良工事	15億円以上 一般競争基準額未満	A	
			5億円以上 15億円未満	A・B	Bは請負代金のうち5億円未満
			1.5億円以上 5億円未満	A	
			1.5億円未満	B	

工事種別	入札方式	発注規模等	発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ	共同企業体の構成員の工事限度額
PC橋上部 工工事	一般競争	50億円以上	単体のN s 又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争(技 術提案交渉 方式を適用 する場合)	50億円以上	単体のN s 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	3億円以上 一般競争基準額未満	A	
		1.5億円以上 3億円未満	A	
		1.5億円未満	B	
鋼橋上部 工工事	一般競争	50億円以上	単体のN s 又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争(技 術提案交渉 方式を適用 する場合)	50億円以上	単体のN s 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	3億円以上 一般競争基準額未満	A	
		1.5億円以上 3億円未満	A	
		1.5億円未満	B	
橋梁補修 改築工事	一般競争	50億円以上	単体のN s 又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争 (技術提案 交渉方式・技 術選抜見積 方式を適用 する場合)	50億円以上	単体のN s 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	一般競争基準額未満	2者の競争参加有資格者による 特定建設工事共同企業体 単体の競争参加有資格者	
建築工事	一般競争	50億円以上	単体のN s 又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	15億円以上 一般競争基準額未満	A	
		5億円以上 15億円未満	A・B	Bは請負代金のうち5億円未満
		3億円以上 5億円未満	A	
		1.5億円以上 3億円未満	B	
		5,000万円以上 1.5億円未満	B	
		5,000万円未満	C	
		5,000万円未満	C	

工事種別	入札方式	発注規模等	発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ	共同企業体の構成員の工事限度額
電気工事	一般競争	50億円以上	単体のN s 又は 2～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般競争又は指名競争	15億円以上 一般競争基準額未満	A	
		5億円以上 15億円未満	A・B A	Bは請負代金のうち5億円未満
		3億円以上 5億円未満	A B	
		1.5億円以上 3億円未満	B	
		5,000万円以上 1.5億円未満	B C	
		5,000万円未満	C	
通信工事	一般競争	50億円以上	単体のN s 又は 2～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般競争又は指名競争	15億円以上 一般競争基準額未満	A	
		5億円以上 15億円未満	A・B A	Bは請負代金のうち5億円未満
		1.5億円以上 5億円未満	A B	
		1.5億円未満	B	
トンネル非常用設備工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
受配電設備工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
遠方監視制御設備工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
伝送交換設備工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
交通情報設備工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	

無線設備 工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満		単体の競争参加有資格者
トンネル 換気設備 工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満		単体の競争参加有資格者
機械設備 工事	一般競争	50億円以上	N s	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満		単体の競争参加有資格者
その他の 工事	一般競争	50億円以上	単体のN s 又は 2～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN 又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	

注1) この表における「一般競争基準額」とは、政府調達に関する協定の対象基準額(1,500万SDR)をいう。

注2) 発注規模等に記載する「特殊な場合」とは、長大トンネル、特殊工法等を含み、施工上困難を伴うもので、特に施工能力を必要とすると認められる場合をいう。

注3) 「N」は一般競争参加資格者を、「A」、「B」及び「C」は第11条に基づく工事発注基準における等級を、それぞれ示す。

注4) この表における「一般競争基準額」は西日本高速道路株式会社物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める細則(平成17年細則第16号)第3条第1項第2号に定める額とする。

注5) 発注工事において、設計額に対応する等級に格付けされた工事に資格者の数が少額であるとき、工事に特別な技術又は高度な技術を必要とするものであるときその他必要があると認めるときは、この表にかかわらず、発注工事の設計額に対応する等級以外の等級に格付けされた工事に資格者を募集し又は選定する場合がある。